平成２８年（フ）第９９３号
福岡県糟屋郡篠栗町大字尾仲447番地の１
破産者　株式会社村瀬産業
１　決定年月日　平成29年６月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１８２０号
福岡市東区香椎駅東４丁目25番６―107号
破産者　本郷　　明
１　決定年月日　平成29年６月13日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１２７４号
福岡市中央区舞鶴１丁目１番11号
破産者　株式会社セラヴィ
１　決定年月日　平成29年６月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第２９号
熊本県山鹿市鹿校通４丁目５番５―15号
破産者　有限会社松運
１　決定年月日　平成29年６月16日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２８年（フ）第１１９６号
神奈川県大和市下鶴間692―16
破産者　株式会社関東メンテナンス
１　決定年月日　平成29年６月19日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２８年（フ）第７０号
長野県上田市住吉500番地２
破産者　山口　春香
１　決定年月日　平成29年６月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２８年（フ）第１７号
岩手県奥州市水沢区姉体町字南白山79番地１
破産者　板屋　成治
１　決定年月日　平成29年６月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２８年（フ）第８６号
神奈川県横浜市栄区長沼町607―６フォレ長沼103号、開始決定時の住所福島市瀬上町字桜町１丁目７番４号ソルクレスト102
破産者　加藤　英樹
１　決定年月日　平成29年６月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２８年（フ）第１３８１号
名古屋市名東区植園町２丁目１番地　アーバンラフレ虹ケ丘南10号棟306号
破産者　カービューティープロウィザードワイプこと　村瀬　　誠
１　決定年月日　平成29年６月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５５１４号
兵庫県尼崎市大庄西町４丁目22番14号、開始決定時大阪府吹田市新芦屋上23番Ａ―303号
破産者　北野由香里（旧姓吉田）
１　決定年月日　平成29年６月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１７５８号
大阪府寝屋川市平池町34番４号、前住所神戸市中央区海岸通28番地　ＢＥＬＩＳＴＡ神戸旧居留地408号
破産者　黒川　鋭雄
１　決定年月日　平成29年６月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２５２５号
大阪市平野区加美東３丁目14番５―1106号
破産者　サン精密加工こと　森井　益夫
１　決定年月日　平成29年６月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２９６９号
大阪市中央区東平１丁目４番17号　602
破産者　角田良一こと　角田　整駿
１　決定年月日　平成29年６月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３６３９号
兵庫県明石市大道町１丁目７番13号パレスタジオ102号、開始決定時大阪市平野区喜連東３丁目６番58号
破産者　山野　仁志
１　決定年月日　平成29年６月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５１７４号
大阪府池田市五月丘３丁目３番８―506号
破産者　島子　誠之
１　決定年月日　平成29年６月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第６６５号
堺市南区高倉台２丁43番40号（105号）、開始決定時の住所堺市南区高倉台２丁11番22―211号
破産者　岡本　恒二
１　決定年月日　平成29年６月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第５１８号
北九州市小倉北区木町４丁目15番18―301号、破産手続開始決定時の住所北九州市小倉北区上到津４丁目３番９―901号
破産者　南竹　一孝
１　決定年月日　平成29年６月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部